

岐阜県の後援名義使用承認に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県（以下「県」という。）の後援名義の使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援名義の使用を承認する事業)

第2条 県は、申請のあった事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、後援名義の使用を承認するものとする。

- (1) 当該事業の内容が、県の施策の推進又は県民サービスの向上に寄与するもので、県が適当と認めるもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) 当該事業への参加者に金品の寄付、援助、当該事業以外の事業への参加等を強要し、又は勧奨するものでないもの
- (4) 主催者の事業運営能力等に疑義がある事業でないもの
- (5) 特定の党派、宗教又は宗派を支持し、又は支援する事業でないもの
- (6) 宗教的又は政治的な活動でないもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある団体及びその関連団体が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (8) 特定の個人又は公益性を有しない特定の団体のみに係る事業でないもの
- (9) 事業規模が2以上の市町村の区域を対象とするもの
- (10) 暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (11) 申請時点及び申請から過去5年の間において、法令に違反し、又は違反する疑いがあるものとして、法令に基づく調査（定例的なものを除く。）、規制等の対象となっている者又は対象となった者（調査の結果、違反が認められなかった者を除く。）が主催、共催、後援等をする事業でないもの
- (12) その他県行政の運営に支障をきたす事業でないもの

(主催者の範囲)

第3条 前条の事業の主催者は、県民を対象として当該事業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) その他県が適当と認める個人又は団体

(申請)

第4条 事業の主催者は、第2条の規定による承認(以下「後援名義の使用承認」という。)を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した後援名義の使用承認申請書(別記様式1)に、同様式に定める書類その他県が必要と認める資料を添えて、事業開始の2か月前までに、当該事業の内容に関する分野を所管する県の所属(以下「所管所属」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) 事業の主催者、共催者、後援者等
- (3) 開催期日又は期間
- (4) 会場の所在地及び名称
- (5) 参加対象及び予定人員
- (6) 第2条各号のいずれにも該当する旨の誓約

(後援名義の使用承認等の手続)

第5条 県は、前条に規定する申請書等(以下「申請書等」という。)が提出されたときは、事業の内容等の確認及び審査をし、後援名義の使用承認の適否について判断するものとする。

- 2 前項の判断は、事業の内容に関する分野を所管する部局の長が行うものとする。この場合において、当該部局の長は、秘書課長を経て、秘書広報統括監に合議しなければならない。
- 3 県は、第1項の判断の結果を後援名義の使用に係る通知書(別記様式2)により、速やかに申請書等を提出した者に通知するものとする。

(後援名義の使用)

第6条 後援名義の使用承認を受けた主催者は、後援名義の使用承認を受けた日以降、作成するチラシ、ホームページ等の広報媒体において、県が後援している旨の表示をすることができる。

(経費負担)

第7条 県は、後援名義の使用承認をする場合は、原則として当該事業に係る経費を負担しないものとする。

(変更・中止の届出)

第8条 後援名義の使用承認を受けた主催者は、申請書等に記載した事項に変更が生じた場合又は事情により事業の中止を決定した場合は、速やかに、事業計画変更・中止届(別記様式3)により所管所属に届け出なければならない。

(実施状況の調査)

第9条 県は、後援名義の使用承認を受けた主催者が申請書等に記載した事業の内容とは異なる内容で事業を実施し、又は実施しようとしているなど、疑義があると認めるときは、後援名義の使用承認を受けた主催者に対して説明を求め、又は調査を行うことができる。

(事業実施報告)

第10条 後援名義の使用承認を受けた主催者は、事業終了後1月以内に事業実施報告書(別記様式4)に、同様式に定める書類その他県が必要と認める資料を添えて、所管所属に提出しなければならない。

2 県は、前項の事業実施報告書を確認し、内容に疑義があると認めるときは、後援名義の使用承認を受けた主催者に対して説明を求め、又は調査を行うことができる。

(後援名義の使用承認の取消し)

第11条 県は、後援名義の使用承認を受けた主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、後援名義の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正行為により後援名義の使用承認を受けたと認めた場合
- (2) 第2条各号のいずれかに該当しないと認めた場合(後援名義の使用承認後の事業内容の変更により該当しなくなった場合を含む。)
- (3) 第9条又は前条第2項に規定する調査により、不適切な対応を認めた場合
- (4) 前条第1項の規定により提出された事業実施報告書の確認により、重大な瑕疵を認めた場合
- (5) その他不適当な行為があったと認めた場合

2 県は、前項の規定による取消しを行う場合は、後援名義使用承認の取消通知書(別記様式5)により後援名義の使用承認を受けた主催者に通知するとともに、取消しを行った旨を公表するものとする。この場合において、取消し及びその公表により主催者、共催者、後援者等に生じた不利益について、県はいかなる補償も行わない。

3 県は、第1項の規定による取消しを受けた主催者が主催、共催、後援等をする事業については、当該取消しの日から5年の間、事業の内容にかかわらず、後援名義の使用承認の申請を受け付けないものとする。

(申請事案等の報告)

第12条 各部局の長は、後援名義の使用承認に係る申請及び県が行った対応の状況について、毎年度4月から9月までの分及び10月から3月までの分を、各期間の末日が属する月の翌月の20日(当該日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日)までに、後援名義の申請・承認等実績(別記様式6)により、秘書広報統括監に報告するものとする。

2 各部局の長は、第9条に規定する調査等及び前条に規定する後援名義の使用承認の取消しを行おうとする場合は、その概要を秘書広報統括監に報告するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用承認に関する細則は、各部局の長が定めることができる。

(後援名義以外の使用承認)

第14条 後援名義以外(共催、協賛、協力等)の使用承認については、本要綱の規定(共催については、第7条を除く。)を準用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 令和5年7月31日までの間、各部局で適用していた要綱等により承認することを妨げない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岐阜県の後援名義使用承認に関する取扱要綱の規定は、この要綱の施行日以降に行われた申請に係る事業について適用し、同日前に行われた申請に係る事業については、なお従前の例による。